

家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約

(選 択 約 款)

平成21年6月1日実施

金 沢 市 企 業 局

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 契約期間	3
7. 検針	3
8. 使用量の算定	3
9. 料金	3
10. 単位料金の調整	4
11. 割引制度	5
12. 設置確認	6
13. その他	6
附則	6
(別表)	
1. 早収料金の算定方法	7
2. 料金表 1	8
3. 料金表 2	10

家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約

1. 目的

この選択約款は、ガス給湯器の普及を通じ、金沢市企業局（以下「当局」といいます。）の製造供給設備の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、中部経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当局は、この選択約款を中部経済産業局長に届け出て変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「食器洗い乾燥機」とは、食器を入れ、専用洗剤を使用し、給湯接続により、自動的に食器の洗浄・乾燥まで行う機器をいいます。
- (2) 「ガス給湯器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、給湯能力10号（1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。以下同じ。）相当以上の能力を有する先止式給湯器をいいます。
- (3) 「高効率給湯器」とは、専用住宅または併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯能力が60号以下の給湯器をいいます。
- (4) 「ガスコンロ」とは、専用住宅または併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して過熱することができるものをいいます。
- (5) 「ガス暖房機器」とは、専用住宅または併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器のことをいいます。
- (6) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (7) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (8) 「居住部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部または併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (9) 「その他期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは12月検針分から3月検針分までをいいます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税

法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1 1)「単位料金」とは、10に定める基準単位料金(税抜)または調整単位料金をいいます。

(1 2)「基本料金(税込)、基準単位料金(税込)、割引上限額(税込)」とは、基本料金、基準単位料金および割引上限額それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定にもとづき記載します。

(1 3)「基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)、割引額(税抜)、割引上限額(税抜)」とは、基本料金、基準単位料金、割引額および割引上限額それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のいずれかの条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

①専用住宅で、食器洗い乾燥機にガス給湯器を接続して使用し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合。

②併用住宅の居住部分で、食器洗い乾燥機にガス給湯器を接続して使用し、その居住部分におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合。

5. 契約の成立

(1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当局に所定の申込書によりこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。

(2) この選択約款に関する契約は、当局が申し込みを承諾したときに成立いたします。この場合、当局は、契約の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。

(3) 当局は、この選択約款および他の選択約款の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める契約(以下「一般契約」といいます。)への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が契約の解約の日、または、一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約、または一般契約への変更の場合はこの限りではありません。

(4) 当局は、お客さまが当局とのこの選択約款、一般契約、または他の選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、使用の申し込みを承諾できないことがあります。

(5) 当局は、お客さまが当局とのこの選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)までといたします。
- (2) 一般契約または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 検針

当局は、一般ガス供給約款に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。

8. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の定例検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

9. 料金

- (1) 当局は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当局は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、または契約違反によりガスの供給を一時停止した場合、その月の基本料金(税抜)は別表2(2)にもとづく1か月あたりの基本料金(税抜)全額とし、従量料金は別表2(2)の基準単位料金(税抜)または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を適用して算定いたします。
- (4) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金適用開始日は、使用を開始した日といたします。
 - ②一般契約からこの選択約款へ契約を変更する場合は、料金適用開始日は、契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間については、一般ガス供給約款の料金表を適用いた

します。

- ③他の選択約款からこの選択約款へ契約を変更する場合は、料金適用開始日は、契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間については、当該他の選択約款の料金表を適用いたします。

10. 単位料金の調整

- (1) 当局は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により、別表の各料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(5)のとおりといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円}$$

- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第3位の端数は切り捨てといたします。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ①基準平均原料価格(トンあたり)

63,730円

- ②平均原料価格(トンあたり)

別表1(5)に定める各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり液化天然ガス平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)および同3か月間におけるトンあたり液化プロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、101,970円以上となった場合は、101,970円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トンあたり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9142$$

$$+ (\text{トンあたり液化プロパン平均価格}) \times 0.0927$$

- ③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といた

します。

(算式)

(a) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

(b) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

1 1. 割引制度

(1) この選択約款を適用されているお客さまで、①高効率給湯器、②ガスコンロ、③ガス暖房機器のいずれか、または複数、もしくは全部をご使用いただいている場合には、その機器の組み合わせにより以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、割引制度の適用を申し込むことができるものといたします。

第1種割引

適用条件 ①高効率給湯器のみをご使用の場合

第2種割引

適用条件 ①高効率給湯器、および②ガスコンロまたは③ガス暖房機器のいずれかをご使用の場合

第3種割引

適用条件 ①高効率給湯器、および②ガスコンロ、および③ガス暖房機器をご使用の場合

(2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当局に所定の申込書によりお申し込みいただき、当局が申し込みを承諾した場合に割引制度を適用いたします。

(3) 割引制度の契約期間は、この選択約款にもとづく契約と同一とし、この選択約款にもとづく契約が6(3)の規定により契約期間満了後も継続される場合には、割引制度の適用も継続されるものといたします。なお、この選択約款にもとづく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度の適用も終了いたします。

(4) 当局は、割引制度を適用する場合、第1種割引は別表3(1)を、第2種割引は別表3(2)を、第3種割引は別表3(3)を適用して割引額を算定いたします。

(5) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。

①この選択約款の契約と同時に割引制度の申し込みをする場合は、料金適用開始日は、9(4)により定める日と同一といたします。

②すでにこの選択約款を適用されているお客さまが、新たに割引制度の適用を希望される場合は、料金適用開始日は、当該適用の申し込み承諾後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間については、割引制度は適用いたしません。

③すでに割引を適用されているお客さまが、(1)に定める割引種別の変更を希望される場合は、料金適用開始日は、当該変更の申し込み承諾後の初回定例検針日の翌日とし、それまで

の期間については、変更前の割引種別の料金表を適用いたします。

(6) お客さまが、割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当局に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。

1 2. 設置確認

(1) 当局は、4または11に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当局は、この選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

(2) 食器洗い乾燥機、ガス給湯器を取り外した場合など、4または11に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当局へ連絡していただきます。なお、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

1 3. その他

その他の事項については、供給約款を適用いたします。

附則

1. 実施の期日

平成21年6月1日から実施いたします。

2. 当局は、料金算定期間の末日が平成21年6月1日から平成21年6月30日に属する料金算定期間の早収料金は、平成21年5月31日まで適用の家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約に基づき料金を算定いたします。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、割引前料金額から割引額(税抜)を差し引いたものといたします。ただし、1に定める割引制度の適用がなされていない、または(4)で算定した割引額(税抜)が0円の場合は、早収料金は、割引前料金額といたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金(税抜)または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額(税抜)は、割引前料金額に割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数切り捨て)。ただし、割引額(税抜)算定の結果が料金表に定める割引上限額(税抜)を超える場合は、割引額(税抜)は割引上限額(税抜)と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額(税抜)は0円といたします。
- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1

(1) 適用区分

- 料金表A その他期のご使用量が10立方メートル以下の場合に適用いたします。
- 料金表B その他期のご使用量が10立方メートルを超え、20立方メートル以下の場合に適用いたします。
- 料金表C その他期のご使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。
- 料金表D 冬期のご使用量が10立方メートル以下の場合に適用いたします。
- 料金表E 冬期のご使用量が10立方メートルを超え、20立方メートル以下の場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期のご使用量が20立方メートルを超え、60立方メートル以下の場合に適用いたします。
- 料金表G 冬期のご使用量が60立方メートルを超える場合に適用いたします。
- なお、「その他期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

(2) 料金表

①料金表A

(イ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	651円 (税込)
	620円 (税抜)

(ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	238.0875円 (税込)
	226.75円 (税抜)

②料金表B

(ハ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	672円 (税込)
	640円 (税抜)

(二) 基準単位料金

1立方メートルにつき	235.9875円 (税込)
	224.75円 (税抜)

③料金表C

(ホ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	2,488.5円 (税込)
	2,370円 (税抜)

(へ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.1625円 (税込)
	138.25円 (税抜)

④料金表D

(ト) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	651円 (税込)
	620円 (税抜)

(チ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	238.0875円 (税込)
	226.75円 (税抜)

⑤料金表E

(リ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	672円 (税込)
	640円 (税抜)

(ヌ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	235.9875円 (税込)
	224.75円 (税抜)

⑥料金表F

(ル) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	2,131.5円 (税込)
	2,030円 (税抜)

(ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	163.0125円 (税込)
	155.25円 (税抜)

⑦料金表G

(ワ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	3,570円 (税込)
	3,400円 (税抜)

(カ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.041円 (税込)
	132.42円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに、10の規定により算定した1立方メートルあたりの

単位料金といたします。

3. 料金表 2

(1) 第1種割引

①割引率

割引率	3パーセント
-----	--------

②割引上限額

割引上限額 (1か月につき)	2,100円(税込)
	2,000円(税抜)

(2) 第2種割引

①割引率

割引率	4パーセント
-----	--------

②割引上限額

割引上限額 (1か月につき)	2,100円(税込)
	2,000円(税抜)

(3) 第3種割引

①割引率

割引率	5パーセント
-----	--------

②割引上限額

割引上限額 (1か月につき)	2,100円(税込)
	2,000円(税抜)